

海岸休養施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 51 号

海岸休養施設条例施行規則の一部を改正する規則

海岸休養施設条例施行規則（平成 11 年岩手県規則第 86 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休場日)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 <u>種市町長</u>（以下「<u>町長</u>」という。）は、必要があると認めるときは、前項の休場日以外の日において臨時に休場し、又は同項の休場日において臨時に開場することができる。</p> <p>(使用時間)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 <u>町長</u>は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第 4 条 <u>条例第 2 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、種市漁港海岸休養施設使用（変更）許可申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請書の提出は、使用しようとする日の 3 月前から 3 日前までにしなければならない。ただし、町長が休養施設の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 条例第 2 条第 1 項の規定による許可のうち駐車場、ロッカー及びシャワーの使用に係る許可を受けようとする者は、前 2 項の規定にかかわらず、使用しようとする日までに口頭で許可を求めることができる。</u></p> <p>第 5 条 <u>条例第 3 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、種市漁港海岸休養施設内行為（変更）許可申請書（様式第 2 号）を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(許可書の交付)</u></p> <p>第 6 条 <u>町長は、条例第 2 条第 1 項又は第 3 条第 1 項の許可（次条及び第 8 条において「許可」という。）をしたときは、種市漁港海岸休養施設使用（変更）許可書（様式第 3 号）又は種市漁港海岸休養施設内行為（変更）許可書（様式第 4 号）を交付するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第 4 条第 3 項の規定に基づく口頭での申請により駐車場、ロッカー及びシャワーの使用の許可をしたときは、種市漁港海岸休養施設利用券（様式第 5 号）を交付するものとする。</u></p>	<p>(休場日)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 <u>条例第 1 条の 2 に規定する指定管理者</u>（以下「<u>指定管理者</u>」という。）は、必要があると認めるときは、<u>知事の承認を得て</u>、前項の休場日以外の日において臨時に休場し、又は同項の休場日において臨時に開場することができる。</p> <p>(使用時間)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第 4 条 <u>条例第 2 条第 1 項又は第 3 条第 1 項の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。</u></p>

(許可書等の提示)

第7条 許可を受けた者は、休養施設の施設及び設備を使用しようとするとき、又は条例第3条第1項各号に掲げる行為 (以下「休養施設内行為」という。)をしようとするときは、種市漁港海岸休養施設使用(変更)許可書又は種市漁港海岸休養施設内行為(変更)許可書を町長に提示しなければならない。

(許可の条件)

第8条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

- (1) [略]
- (2) 休養施設の施設及び設備の使用若しくは休養施設内行為を終了したとき、又は条例第5条の規定に基づき許可を取り消されたときは、町長の指示に従って、速やかに跡片付けその他の整理整とんをすること。
- (3) [略]
- (4) その他休養施設の維持管理のためにする町長の指示に従うこと。

(条例第7条の規則で定める者)

第9条 条例第7条第1号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 条例第7条第1号の身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は前号の療育手帳の交付を受けている者(知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児)と同等以上の障害があると町長が認める者及びこれらの介護を行う者

- (3) [略]

(職員の立入り)

第10条 町長は、休養施設の管理上必要があると認めるときは、使用中の休養施設の施設内にその職員を立ち入らせることができる。

(使用料の免除及び還付)

第11条 条例第7条又は第8条の規定により、使用料の全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者は、種市漁港海岸休養施設使用料免除(還付)申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(許可の条件)

第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

- (1) [略]
- (2) 休養施設の施設及び設備の使用若しくは条例第3条第1項に規定する行為を終了したとき、又は条例第5条の規定に基づき許可を取り消されたときは、指定管理者の指示に従って、速やかに跡片付けその他の整理整とんをすること。
- (3) [略]
- (4) その他休養施設の維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。

(条例第7条の規則で定める者)

第6条 条例第7条第1号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 条例第7条第1号の身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は前号の療育手帳の交付を受けている者(知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児)と同等以上の障害があると指定管理者が認める者及びこれらの介護を行う者

- (3) [略]

(指定管理者による立入り)

第7条 指定管理者は、休養施設の管理上必要があると認めるときは、使用中の休養施設の施設内に休養施設の管理の業務に従事する者を立ち入らせることができる。

(利用料金の免除及び還付)

第8条 条例第7条又は第8条の規定により、利用料金の全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

(損傷等の届出)

第12条 休養施設に入場した者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに町長に届け出てその指示を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第9条 休養施設に入場した者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。